

議題

(1) 令和4年度会議の進め方について

資料1をご覧ください。

これまでは税率改定に関するご議論をいただく年度は3回の開催とし、その他の年度は2回の開催としておりましたが、協議会の議論を活性化するために年3回の開催に統一する内容でお示しさせていただいております。

なお、第2回及び3回につきまして、既に日時を案として明記させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息しない状況にございまして、庁内会議室の確保が難しいことから、現時点で空いている日程を確保しております。

このため、回数と併せまして、第2回及び3回の日程につきましてもご議論くださいますようお願いいたします。

また、開催方法としましては、ウェブ参加を併用することを基本として、会議を開催させていただきたいと考えております。

(2) 報告事項

①令和4年度狛江市国民健康保険特別会計予算について

資料2をご覧ください。

令和4年度狛江市国民健康保険特別会計予算について報告いたします。令和4年度歳入歳出予算の総額は、79億4,013万6,000円、前年度に比べて5億2,368万円、7.1%の増でございます。1ページ目に全体の総括、2ページ以降に細かい内訳を記載しております。

歳入の主な点につきましてご説明させていただきます。

1款、国民健康保険税は、16億2,465万3,000円、前年度に比べて4,713万1,000円、3.0%の増でございます。令和3年度については、被保険者数の減に加えて新型コロナウイルス感染症による収入減を見込んで予算を積算しましたが、結果として決算では前年度と比べ増額となりましたので、令和4年度予算額は増となっております。

2款、国庫支出金は、10万円、前年度に比べて5万3,000円、34.6%の減でございます。国庫補助金は、東日本大震災関連の災害臨時特例補助金でございます。

3款、都支出金は、53億2,978万5,000円、前年度に比べて4億2,950万6,000円、8.8%の増でございます。令和3年度について、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の反動で保険給付が大きく伸びたため、それに伴い保険給付に対して交付される都補助金の令和4年度予算額が増となっております。

4款、繰入金は、一般会計からの繰入金で、9億7,187万8,000円、前年度に比べて4,711万9,000円、5.1%の増でございます。

5款、繰越金は、1,000円、前年度と同額でございます。

6 款、諸収入は、1,371 万 9,000 円、前年度に比べて 2 万 3,000 円、0.2%の減でございます。

次に、歳出の主な点についてご説明させていただきます。

1 款、総務費は、4,997 万円、前年度に比べて 1,004 万 3,000 円、16.7%の減となっております。こちらは、2 年に一度の保険証の一斉更新の費用が無くなることによる減でございます。

2 款、保険給付費は、51 億 446 万 6,000 円、前年度に比べて 4 億 4,133 万 6,000 円、9.5%の増でございます。先ほども説明いたしましたが、令和 3 年度について新型コロナウイルス感染症による受診控え等の反動で保険給付が大きく伸びたため、令和 4 年度予算額が増となっております。

3 款、国民健康保険事業費納付金は、26 億 5,112 万円、前年度に比べて 9,781 万 1,000 円、3.8%の増でございます。こちらは、毎年度東京都から金額が示され、東京都に納める納付金でございます。

4 款、保健事業費は、1 億 1,687 万 8,000 円、前年度に比べて 542 万 5,000 円、4.4%の減でございます。

5 款、公債費は、50 万円、前年度と同額でございます。

6 款、諸支出金は、1,420 万 2,000 円、前年度に比べて 1,000 円の増でございます。

7 款、予備費は、300 万円、前年度と同額でございます。

資料 2 補足資料 (A4 横) につきましては、例年の資料に加えて過年度の決算額をお示しすることで、推移の状況を確認し令和 4 年度予算額と比較できる内容で整理いたしました。なお、過年度につきましては、平成 30 年度からの国保制度の広域化に伴い予算科目が変更されている関係で、平成 31 年度以降の内容を記載させていただいております。

②狛江市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の令和 3 年度実施状況等について

データヘルス計画に基づく 5 つの保健事業について、令和 3 年度の実施状況を報告いたします。

資料 3 をご覧ください。例年と同様の資料については、【詳細】版として付けさせていただきます、資料 3 として推移がわかりやすいようにグラフ等を記載した資料を作成いたしました。

まず特定保健指導につきましては、特定健康診査結果がメタボリックシンドローム基準に該当する方に対して、生活習慣改善に向けた支援を実施するものでございます。

令和 3 年度分につきましては、令和 3 年度特定健康診査の結果に基づく支援なのでまだ実施途中でございまして、令和 2 年度までの実施結果を示しております。令和 2 年度は対象者 566 人に対し終了者は 202 人、終了率は 35.7%となっております。令和 3 年度の最新の法定報告速報値は、資料 3 【詳細】版に記載しておりますが、対象者 612 人に対し修了者 40 人です。実績値の確定は 11 月ごろの予定です。

次に糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、生活習慣による糖尿病性腎症に罹患していると見られる方に対し、生活習慣改善に向けた保健指導を実施するものでございます。

令和3年度は対象者279人に対し参加者9人修了者8人、参加率は3.2%終了率は88.9%となっております。参加率向上のため、令和3年度からかかりつけ医へ対象者のリストを提供して、患者への事業参加案内を依頼するとともに、今年度からは直接医療機関を訪問して事業説明を行っているところでございます。

参考に資料3【詳細】3ページ(8)をご覧ください。狛江市国民健康保険の被保険者は令和4年6月末で約16,500人ですが、6月作成データによる糖尿病患者は1,299人、糖尿病性腎症患者は76人、人工透析を行っている方は50人となっております。

ちなみに、令和3年度における人工透析を行っている方たちの平均人数は65人となり、年間医療費の総額は3億7,282万5,940円となっております、1人平均では573万5,784円となります。

次に受診行動適正化指導事業につきましては、過度な受療行動が見られる方に対して、適正な受診を促す保健指導を実施するものでございます。

令和3年度は対象者243人に対し参加者12人修了者11人、参加率は4.9%終了率は91.7%となっております。

これまでは参加勧奨通知に対象者の要件を明記しておりませんでした。今年度から事業目的を理解していただくため、重複・頻回受診、重複服薬に該当している方に通知している旨を明記して参加勧奨しております。

次に健診異常値放置者受診勧奨事業につきましては、特定健康診査の検査結果に異常値があるにも関わらず、医療機関への受診が確認できない方を対象として受診勧奨の通知を送付するものでございます。

令和3年度は対象者161人に通知し通知後の受診者は22人、受診者の割合は13.7%となっております。特定健康診査の開始時期に合わせて送付をしております。

次にジェネリック医薬品差額通知事業につきましては、ジェネリック医薬品に切替え可能な先発医薬品を処方されている方に対して切替え後の削減効果額を記載した通知を送付するものでございます。

令和3年度は1,671通発送し、対象者がジェネリック医薬品に切替えたことによる効果額は2,713万3,000円となっております。またジェネリック医薬品の普及率については75.66%となったところでございます。

各事業の詳細な実施内容や実施状況、目標数値等は、資料3【詳細】に記載しておりますので、適宜ご確認ください。

③新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免及び傷病手当金について

資料4をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負

った世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ一定の要件を満たした世帯について、保険税の減免を実施しています。

国保税の減免につきましては、過年度の分も対象となることから、令和2年度に実施したものには、平成31及び令和2年度のものが含まれております。

令和3年度は、合計で2,119万6,000円減免いたしました。令和2年度、令和3年度ともに全額国の財政支援がございました。

今年度につきましては、同様の内容で引き続き減免を実施しておりますが、現状国の財政支援は全額ではなく市の負担が6割生じる予定でございます。

次に、傷病手当金につきましては、給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染し療養のため労務に服することができなかった場合に、無給だった期間における給与の2/3の額を支給しています。令和3年度は、9件45万1,732円支給いたしました。

今年度も実施しておりますが、現状令和4年9月30日までの適用となっており、全額国の財政支援がございました。今年度については、7月15日現在で10件の支給をしている状況です。

④令和4年度国民健康保険税における未就学児軽減及び多子世帯減免の状況について

資料5をご覧ください。

令和4年度から新たに子どもに係る2つの軽減等の制度を開始いたしました。

今年度の当初賦課決定状況を報告いたします。

まず未就学児の均等割軽減につきましては、所得の有無に関わらず算定される均等割額について未就学児に係る額を5割軽減するものでございます。低所得世帯に対する2、5、7割の法定軽減がある場合には、軽減後の5割が軽減されます。

令和4年度当初賦課決定の状況では、合計で302世帯に対し、560万9,670円の軽減となったところでございます。

国の制度として実施し、軽減額の財政負担は国1/2、都1/4、市1/4となります。

次に多子世帯の均等割減免につきましては、市独自の制度で全額市の財政負担となるもので、18歳未満の子どものうち3人目以降の均等割額を全額減免するものでございます。

令和4年度当初賦課決定の状況では、合計で71世帯に対し、175万4,100円の減免となったところでございます。